

児童手当現況届の提出はお早めに！

児童手当現況届(以下、「現況届」といいます。)は児童手当を受給中の方が引き続き手当を受給するために必要な手続きです。現況届の提出が必要な方については、6月上旬に現況届を発送しますので、必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ、必ず6月30日(火)までに保健みらい課へ提出してください。

(注意) 現況届の提出がない場合は、10月期(令和2年6月分以降)からの支払いが一時差止めされますのでご注意ください。

～提出書類～

(1)現況届(印字してある内容を確認し、不備がある場合は修正し押印後提出してください。)

(2)児童と別居している方

○監護・生計同一申立書

○該当児童の個人番号が確認できるもの(マイナンバーカード、通知カード等)

(3)配偶者と別居し、その配偶者が令和2年1月1日現在、高山村に住所がない方

○配偶者の個人番号が確認できるもの(マイナンバーカード、通知カード等)

※ご不明な点は高山村役場保健みらい課児童手当担当までお問い合わせください。

☎63-1311

令和2年度高山村子育て世帯への 臨時特別給付金の支給について

新型コロナウイルス感染症の影響を受けている子育て世帯の生活を支援する取り組みの1つとして、児童手当(本給付)を受給する世帯に対し、その対象児童1人あたり1万円を臨時特別給付金として支給します。

●支給対象者

・令和2年4月分の児童手当の支給を受ける方を支給対象者とします。

※令和2年4月分の特例給付の支給を受けている方は支給対象者になりません。

「特例給付の支給を受ける方」とは、平成30年の所得が児童手当の所得制限限度額以上である方(児童1人あたり月額一律5,000円が支給される方)をいいます。

●対象児童

- ・平成16年4月2日から令和2年3月31日までに生まれた子で、令和2年4月分(4月から新高校1年生となっている場合等は3月分)の児童手当の対象となる児童
- ・児童養護施設等へ入所中の児童については、児童養護施設等に別途支給します。

●支給額

- ・対象児童1人あたり1万円です。

●申請について

- ・支給を受ける場合、申請は不要です。(公務員を除く)
- ・公務員の方は、所属庁を通じて案内がありますので、所属庁より交付された申請書に必要事項を記載し、所属庁の証明を受けたいうえで、令和2年3月31日時点で住民票のある市町村に提出してください。

なお、高山村での申請受付期間は令和2年9月30日までですので、速やかに申請してください。

●支給日

- ・公務員以外の方は、令和2年6月10日を予定しています。
- ・公務員の方は申請受付後、順次支払いを予定しています。

《お問い合わせ先》 高山村役場保健みらい課 ☎63-1311

高山村育英基金(奨学金)の追加募集について

村では、高等学校以上の学校、またはこれに準ずる機関において修学する方に、育英基金を貸与する事業を実施しています。

今年度は、一度3月末で締め切っておりますが、新型コロナウイルス感染症対策における経済的理由により、在学に支障がでている方に基金を貸与します。

- ◆高校・専門学校・短大・大学・大学院の在学学生(学年は問わない)
- ◆本年4月に遡っての貸与

ご希望・ご質問などがありましたら高山村教育委員会事務局へご連絡ください。

- 受付期間 令和2年6月1日(月)～令和2年6月30日(火)
- 申し込み方法 申し込み書を高山村教育委員会事務局で配付しますので、お問い合わせください。(☎63-3046)

令和2年度高山村成人式の開催期日の変更について

本年度の高山村成人式は、新型コロナウイルス感染症対策のため、例年開催している8月15日から、令和3年1月10日(日)に、開催期日を変更して実施いたします。

なお、詳細につきましては、後日、改めて新成人及び関係者へお知らせいたします。

優良自動車運転者表彰の受付について

下記の要件と選考基準を満たしている方は、吾妻交通安全協会もしくは高山村役場総務課で申請をすることで優良自動車運転者表彰が受けられます。

- 共通要件 ・運転免許を有していること。 ・過去に同じ表彰を受けてないこと。
- 受付場所 高山村役場 総務課 又は 吾妻交通安全協会【吾妻警察署の隣】
- 受付期間 令和2年6月1日～7月10日
月曜日～金曜日の午前9時～12時 午後1時～午後5時
- 申告に必要な物 ・印鑑 ・運転免許証
・無事故無違反証明書交付申請手数料 670円

表彰種別	選考基準	運転免許を有し運転に従事し無事故無違反の期間(原動機付自転車を含む)
銅章	5年以上	
銀章	10年以上かつ既に銅章を受けている方	
金章	15年以上かつ既に銀章又は昭和55年以前に銀章と同等の表彰を受けている方	
金冠銀章	20年以上かつ既に金章を受けている方	
金冠金章	30年以上かつ既に金冠銀章を受けている方	
旭日金冠章	40年以上かつ既に金冠金章を受けている方	

※ただし、交通法令以外の法令違反のある場合、表彰から除外される事があります。

「高山村ふるさと祭り」の開催中止について

「高山村ふるさと祭り」については、皆様のご理解ご協力により昨年で39回目の開催となり、今まで多くの方にご来場いただいております。今年も村の一大イベントとして8月の開催を予定しておりました。

しかし、新型コロナウイルスの感染拡大により、予定している8月までの感染終息が現時点では見込めないことなどから、**令和2年における「高山村ふるさと祭り」の開催は、中止させていただくことに決定いたしました。**

このお祭りを楽しみにしている方も多くいらっしゃると思われませんが、安全性を考慮した結果の判断となります。ご理解のほどよろしくお願いたします。

新型コロナウイルスの感染が終息した際には、盛大に開催できるように準備を重ねてまいります。

高山村ふるさと祭り実行委員会(事務局：高山村役場地域振興課) ☎0279-63-2111

特別弔慰金の請求受け付けが始まりました

先の大戦で亡くなられた軍人軍属などのご遺族の方に、特別弔慰金が国債により支給されます。

●国債の名称

第11回特別弔慰金国庫債券「い」号

●支給内容

額面25万円、5年償還の記名国債

●支給対象者

戦没者などの死亡当時の遺族で、令和2年4月1日現在、公務扶助料や遺族年金などを受ける人がいない場合に、次の順序による先順位の遺族1人

①令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援

護法による弔慰金の受給権を取得した人

②戦没者などの子

③戦没者の死亡当時に生計を共にしていた父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(婚姻や養子縁組により、令和2年4月1日現在で氏が変わっている人は除きます)

④上記3以外の父母、孫、祖父母、兄弟姉妹

⑤上記1～4以外の三親等内の親族(戦没者などの死亡時までに引き続き1年以上生計を共にしていた人に限ります)

●請求期限 令和5年3月31日まで

●請求手続先 高山村役場住民課

《お問い合わせ先》 群馬県健康福祉部国保援護課 ☎027-226-2681

じん臓・小腸機能障がいの方へ通院交通費の補助について

高山村では、じん臓または小腸機能障がいにより、人工透析療法や中心静脈栄養法、若しくは経腸栄養法による医療を受けるために、通院に要した交通費を補助する制度があります。

●補助対象者

次の①～⑤全てに該当する方

①高山村に住所のある方

②じん臓又は小腸機能障がいによる、身体障害者手帳をお持ちの方

③通院により、人工透析療法や中心静脈栄養法、若しくは経腸栄養法による医療を受けている方

④市町村民税非課税の方

⑤生活保護法による医療扶助等を受けていない方

●申請受付期間

6月1日から6月30日まで

(土日は受付していません)

※補助額は、通院距離等により異なります。

《お問い合わせ先》 高山村役場保健みらい課 ☎63-1311

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、村税の徴収の猶予を受けることができます。

●対象となる方

次の①②のいずれも満たす方(個人法人の別、規模は問わず)が対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、令和2年2月以降の任意の期間(1カ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納税を行うことが困難であること。

●対象となる村税

令和2年2月1日から令和3年1月31日までに

納期限が到来する村県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税

●猶予の申請期限

令和2年6月30日または猶予を受けようとする村税の納期限のいずれか遅い日まで

●申請方法

役場税務会計課にある申請書類(村ホームページにも掲載)に帳簿等(売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳等)のコピーを添付し提出してください(郵送可)。

人口と世帯数

(5月1日現在)

	人口	3,682人	(+66)
	男	1,852人	(+44)
	女	1,830人	(+22)
	世帯数	1,536世帯	(+79)

※()内は、前月との比較



納税等

★印が6月に納めていただく税等です。

	村県民税	固定資産税	軽自動車税	国民健康保険税	介護保険料	医療保険料	後期高齢者医療保険料	使用料 上・下水道
4月			●					
5月		●						●
6月	★							
7月		●		●	●	●	●	●
8月	●			●	●	●	●	
9月				●	●	●	●	●
10月	●	●		●	●	●	●	
11月				●	●	●	●	●
12月				●	●	●	●	
1月	●	●		●	●	●	●	●
2月				●	●	●	●	
3月				●	●	●	●	●

 税金は 社会を支える あなたの会費